

令和2年度 認定都市プランナー認定・登録事業に関する実施計画

認定都市プランナー認定・登録制度の令和2年度における事業は次のとおりとする。

1. 令和2年度認定都市プランナー等の推薦書及び申請書受付、書類審査の実施、口頭審査の実施
なお、規定等を改正し、令和2年度から認定都市プランナー2名の推薦により申請ができるよう
に対象を拡大したところであり、これについての周知等を実施
2. 上記審査の結果に伴う合格者の登録簿への登録
3. 認定都市プランナー及び認定准都市プランナーの更新手続きの実施
4. マスター都市プランナーの推薦、登録
5. 国土交通省の技術者資格登録制度への登録申請
6. 認定都市プランナー等への都市計画に関する情報等の提供、更新を円滑に進めるための研修会の
開催等